

日本郵政株式会社の民営化対応について

平成22年11月2日

社団法人 第二地方銀行協会

1. 完全民営化を前提としたこれまでの主張

○ ゆうちょ銀行が民間金融システムへ円滑に統合され、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、次の3点が不可欠。

- ① 肥大化したバランスシートの規模の縮小
- ② 政府の出資がある間における公平な競争条件の確保
- ③ 利用者保護の徹底や金融システム安定に資する観点からの内部管理態勢の整備

2. 郵政民営化後のゆうちょ銀行の問題

① 肥大化したバランスシートの規模の縮小

- 平成18年12月に公表された郵政民営化委員会の所見の中において、規模縮小の必要性が指摘された。



平成22年3月末現在 : ゆうちょ銀行の預金残高 約176兆円

第二地方銀行42行の預金残高 (約57兆円) の約3倍



更なる規模の縮小を図ることが不可欠

② 公平な競争条件の確保

- 郵政民営化委員会では、民営化後これまでの間、ゆうちょ銀行は実質的に政府の全額出資の下にあるにもかかわらず、新規業務として、「シンジケートローン」、「クレジットカード業務」、「住宅ローン等の媒介業務」等を認可。
⇒ ゆうちょ銀行の完全民営化を前提に認可



昨年12月に郵政株式会社売却凍結法が成立

⇒ 実質的な政府の全額出資が当面存続する一方、経営の自由度だけが拡大

した状況



- 民間金融機関との競争条件に著しい不均衡をもたらすため、更なる業務拡大は認められるべきでない。
- 公平な競争条件の確保の観点から、完全民営化を前提に認可された業務についても、改めて見直すことが必要。

③ 利用者保護の徹底や金融システム安定に資する観点からの内部管理態勢の整備

○ ゆうちょ銀行の新規業務は、利用者保護の徹底および金融システムの安定に資する観点から、内部管理態勢の整備が大前提。



本年7月、ATMを利用した送金等に係るシステム障害が発生

⇒ 多くの利用者、民間金融機関に多大な影響



郵政民営化委員会等において、今一度、内部管理態勢を検証すべき

3. 今般の郵政改革（郵政改革関連法案等）の問題

①業務範囲について

- 法案は、現在認可制である新規業務について、一定期間の届出を義務付けるのみで、基本的には、ゆうちょ銀行の経営判断で参入を認める内容。



政府の信用を背景とするゆうちょ銀行において、民間が担うべき業務分野への拡大・肥大化は、認められるべきではない。
むしろ業務を絞り込み、民業補完に徹するべき。

②預入限度額について

- 政府は、現在の1,000万円から2,000万円に引き上げる方針。



預入限度額の引き上げは規模拡大につながるため反対

地域金融機関は、地元の個人等から預金を預かり、その資金を地元中小企業や個人に融資する重要な役割を担っている。

仮に、預入限度額の引き上げにより、地域金融機関から預金シフトが起これば、地域の中小企業等の金融円滑化に重大な影響が及ぶ。